

〔判例研究〕

白山比咩神社大祭の奉賛会発会式への 市長の参加・祝辞と政教分離

最高裁平成22年7月22日判決
（平成20（行ツ）202号：白山ひめ神社御鎮座
二千百年式年大祭奉賛会損害賠償請求事件）

飯 野 賢 一

I 事実の概要

白山比咩（しらやまひめ）神社は、石川県白山市に所在する宗教法人である。同神社は、平成20年に同神社の鎮座2100年となることを記念して、御鎮座二千百年式年大祭（以下「本件大祭」）の開催を10月に予定していた。この本件大祭の斎行及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的として、白山比咩神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会（以下「本件奉賛会」）が組織されることとなった。その規約によれば、事務局は白山比咩神社内に置かれ、事業の内容として、御鎮座二千百年式年大祭斎行、禊場造成及び付帯工事、白山比咩神社史発刊などを行い、事業予算は5億円とされている。また、本件奉賛会には顧問が若干名置かれ、その顧問の1人として当時白山市長であったAが就任した。

平成17年6月25日、本件奉賛会の発会式（以下「本件発会式」）が開催された。本件発会式は、同神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われ、関係者約120名が出席し、約40分ほどで終了した。その式次第は、開会の辞、会長挨拶、来賓祝辞、役員紹介、来賓紹介、事業計画説明、宮

司御礼の言葉、乾杯並びに挨拶、閉会の辞というものであり、式自体は、神道の儀式や祭事の形式に基づいて行われたものではなかった。以上のような本件発会式に、Aは来賓として招かれ、同市の職員を伴い公用車を使用して出席し、白山市長として祝辞を述べた。

白山市の住民であるX（原告・控訴人・被上告人）は、Aの上記行為（以下「本件行為」）は、特定の宗教を助長、援助、促進する効果があり、政教分離原則に違反し違憲であり、これに伴う公金支出は違憲・違法であるとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、白山市の執行機関であるY（被告・被控訴人・上告人）に対し、Aに対して、上記支出額相当の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を白山市に対して支払うよう請求することの義務付けを求める住民訴訟を提起した。

1 審は、本件発会式の宗教的色彩が希薄であること、市長の本件行為も社会的儀礼の範囲内の行為であると評価できることを踏まえ、目的効果基準を適用して本件行為を合憲とし、Xの請求を棄却した（金沢地判平成19年6月25日判時2006号61頁）。Xは、これを不服として控訴した。

2 審は、Aの本件行為が本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有しており、かつ本件神社に対する援助、助長、促進の効果を有するので、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たるとして、Xの請求を一部認容した（名古屋高裁金沢支判平成20年4月7日判時2006号53頁）。これに対して、Yが上告した。

II 判旨

【破棄自判】

「…本件大祭は本件神社の鎮座2100年を記念する宗教上の祭祀であり、本件発会式は本件大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする奉賛会の発会に係

白山比咩神社大祭の奉賛会発会式への市長の参加・祝辞と政教分離（飯野賢一）

る行事であるから、これに出席して祝辞を述べる行為が宗教とのかかわり合いを持つものであることは否定し難い。」

「他方で、…本件神社には多数の参詣客等が訪れ、その所在する白山周辺地域につき観光資源の保護開発及び観光諸施設の整備を目的とする財団法人が設けられるなど、地元にとって、本件神社は重要な観光資源としての側面を有していたものであり、本件大祭は観光上重要な行事であったというべきである。奉賛会は、このような性質を有する行事としての本件大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体であり、その事業自体が観光振興的な意義を相応に有するものであって、その発会に係る行事としての本件発会式も、本件神社内ではなく、市内の一般の施設で行われ、その式次第は一般的な団体設立の式典等におけるものと変わらず、宗教的儀式を伴うものではなかったものである。そして、Aはこのような本件発会式に来賓である地元の市長として招かれ、出席して祝辞を述べたものであるところ、その祝辞の内容が、一般の儀礼的な祝辞の範囲を超えて宗教的な意味合いを有するものであったともうかがわれない。」

「そうすると、当時市長の職にあったAが本件発会式に出席して祝辞を述べた行為は、市長が地元の観光振興に尽力すべき立場にあり、本件発会式が上記のような観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体の発会に係る行事であることも踏まえ、このような団体の主催する当該発会式に来賓として招かれたのに応じて、これに対する市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであり、宗教的色彩を帯びない儀礼的行為の範囲にとどまる態様のものであって、特定の宗教に対する援助、助長、促進になるような効果を伴うものでもなかったというべきである。したがって、これらの諸事情を総合的に考慮すれば、Aの上記行為は、宗教とのかかわり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。」

Ⅲ 研究

1. はじめに

本件は、白山比咩神社の式年大祭の齋行の諸事業を奉賛することを目的とする奉賛会の発会式に、市長が参加し祝辞を述べる行為が、政教分離原則に違反するかどうか争われた事件である。この点につき、1審判決は合憲、2審判決は違憲と判断が分かれたため、最高裁の判断が注目されていた。最高裁は、本件行為を合憲と判断した。

本稿では、この最高裁判決につき、主として2審判決と比較しながら、問題点を探ることにしたい。なお、この事件に対する私見は、2審判決について行った評釈と基本的⁽¹⁾に変わっていない。そのため、本稿もかなりの部分でこの評釈と重なるが、重複を厭わずに論じてみたい。

2. 係わり合いの対象と係わり合いの態様の検討

【係わり合いの対象の性格】

本件のように、ある行為が政教分離原則に違反するかどうかという問題を検討する場合、当該行為の「係わり合いの対象」と「係わり合いの態様」とを区別して議論を行うのが有益であると思われる。⁽²⁾この区別に従えば、本件行為は、i 宗教上の団体が主催する奉賛会発会式（＝係わり合いの対象）への ii 市長の出席・祝辞（＝係わり合いの態様）という2つの観点から検討されることになる。

そこで、まず、市が係わり合いを持った対象である奉賛会発会式の性格

(1) 拙稿「判批」愛知学院大学宗教法制研究所紀要50号（2010年）93頁以下。なお、本文中の2審判決についての言及部分については、同稿を参照して頂きたい。

(2) この点については、拙稿・前掲注(1)99頁及び同頁の脚注(7)(8)参照。この区別は、事案の類型化と分析枠組みの緻密化に資するというメリットがある。

から見ていく。最高裁判決は、奉賛会について、「観光上重要な行事」というべき「本件大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体であり、その事業自体が観光振興的な意義を相応に有するもの」と捉えたうえで、「本件発会式も、本件神社内ではなく、市内の一般の施設で行われ、その式次第は一般的な団体設立の式典等におけるものと変わらず、宗教的儀式を伴うものではなかった」としている。このように、同判決は、奉賛会の観光振興的な側面を強調するとともに、発会式の行われた場所、式次第という外形的側面を重視し、発会式の宗教的意義を希薄なものとして把握している。

これに対して、2審判決は、発会式の外形的側面よりも、参加者の発言等から読み取れる「本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する」という発会式の目的を重視し、発会式の宗教的性格を希薄なものとは捉えていない。換言すれば、最高裁が強調する発会式の外形的側面は、その宗教的性格を変更しないものと把握している。

以上のように、発会式の種類に対する両判決の評価は、発会式の外形的側面を重視するのか、それともその目的を重視するのかによって、対照的なものとなっている。私見では、発会式の外形的側面よりもその目的を重視する方が妥当であるように思われる。その理由は、以前書いたことの繰り返しになるが、「市長の本件行為の客観的意味を的確に把握するためには、本件発会式を世俗的な外観をもって行われた単発の行事として捉えるよりも、宗教的性格の強い本件大祭との関連性を十分に考慮に入れたうえで、その性格を把握することが必要だと考えられるからである。本件大祭との関係性から本件発会式の種類を捉えれば、本件大祭を世俗的行事と評価することが出来ない以上…、それを奉賛することを目的とする奉賛会発会式の種類自体も宗教的意義を否定することはできないと思われる⁽³⁾」。要するに、奉賛会発会式の種類を把握する場合、発会式の世俗的・形式的側面よりも、奉賛会の宗教的・実質的側面を重視する必要があると考えてい

(3) 拙稿・前掲注(1)100-101頁。

るわけである。

【係わり合いの態様の性格】

以上のような係わり合いの対象（＝本件発会式）の性格の捉え方は、係わり合いの態様の評価（＝市長の本件行為が社会的儀礼の範囲か否か）にも影響を及ぼす。言うまでもなく、係わり合いの対象の宗教的性格が強くなれば、問題となっている行為の宗教的性格も強くなると考えられるからである。

最高裁判決は、市長が来賓として招かれ、本件発会式に出席し祝辞を述べた行為について、「その祝辞の内容が、一般の儀礼的な祝辞の範囲を超えて宗教的な意味合いを有するものであったととうかがわれない」とする。そして、本件行為は、「市長が地元の観光振興に尽力すべき立場にあり、本件発会式が上記のような観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体の発会に係る行事であることも踏まえ、このような団体の主催する当該発会式に来賓として招かれたのに応じて、これに対する市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであり、宗教的色彩を帯びない儀礼的行為の範囲にとどまる態様のものであって、特定の宗教に対する援助、助長、促進になるような効果を伴うものでもなかったといふべきである」としている。

最高裁判決の論旨を見てみると、奉賛会という係わり合いの対象の観光振興的側面の強調と連動して、市長の「地元の観光振興に尽力すべき立場」が強調され、市長が発会式に参加して祝辞を述べる行為は、社会的儀礼だから当然許されるという流れになっている。こうした論旨で注目すべきは、本件行為の目的・態様を論じるに当たり、社会的儀礼という側面が前面に出され、そのような側面を有する行為は目的・効果ともに宗教的なものではないという把握がなされている点である。社会的儀礼性の肯定から、目的審査における宗教的意義と効果審査における特定宗教の援助等の効果が、直接的に否定されており、目的と効果の実質的審査は、社会的儀

礼性の審査で置き換えられていると言える。

これに対して、2審判決は、本件行為を「白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教活動（本件事業）に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり」、ひいては、「本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したもの」と解している。一般人の宗教的評価も、本件行為は同趣旨の行為であると理解し、白山市が本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常であるとし、また、Aの主観においても奉賛会が行う事業を賛助する意図があったものと推認⁽⁴⁾している。さらに、「上記説示のような発会式」への市長の出席・祝辞は、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底認められず、一般人も社会的儀礼の1つにすぎないと評価しているとも到底考えられないとする。

以上からも分かるように、2審判決では、係わり合いの対象と係わり合いの態様の評価は、よりストレートに連動している。すなわち、本件大祭との関係で捉えられる本件発会式の性格が、本件行為の評価の決め手となっているのである。ここでは、発会式の性格から社会的儀礼性が否定されていると言える。

いずれの評価が妥当だろうか。2審判決では、係わり合いの対象の性格があまりにも重視され、そこから直接的に係わり合いの態様の宗教的性格が導かれているように見える。確かに、津地鎮祭最高裁判決で示されたような諸要素の総合的考慮から結論を導く判例との整合性を重視すれば、こうした点は疑問視されるかもしれない⁽⁵⁾。しかし、私見では、最高裁判決の社会的儀礼論の方が、より問題があるように思われる。この点を次に検討する。

(4) 2審判決の総合的考慮の仕方と津地鎮祭事件最高裁判決の総合的考慮の仕方の違いについては、井田洋子「判批」速報判例解説 vol.3〔法学セミナー増刊〕(2008年) 34頁参照。

(5) こうした点に疑問を呈するものとして、田近肇「判批」岡山大学法学会雑誌 59巻1号(2009年) 181-183頁。確かに、係わり合いの対象に係わり合いの態様の評価をストレートに決定するものではないが、その評価の際の重要な要素であることには変わりはないはずである。

3. 社会的儀礼論の問題

【社会的儀礼論について】

ここまでの最高裁判決の論旨を整理しておこう。最高裁判決は、一方で、係わり合いの対象たる奉賛会発会式の性格について、その外形的側面と観光振興的側面を強調することで、その宗教的性格を希薄なものとして把握し、他方で、係わり合いの態様たる市長の奉賛会発会式への出席・祝辞については、その社会的儀礼性を強調することで、本件行為の合憲性を導いている。

ここで、問題となる行為が社会的儀礼であると認められれば、その行為は政教分離原則には違反しないとする議論のことを社会的儀礼論と呼んでおく。この議論によれば、政教分離原則に違反するかどうかは、目的効果基準で判断されるというよりも、その行為が社会的儀礼か否かで決められることになる。⁽⁶⁾

このような議論が出てくるのは、社会的儀礼であれば、その宗教的意義が希薄なものとして捉えられ、その効果も疑問視されるようなものではないと考えられるからであろう。したがって、社会的儀礼と評価される行為は、目的効果基準の適用の際に、実質的な審査はほとんどなされなくなり、ほぼ自動的にこの基準をパスすることになる。そのため、問題となっている行為が社会的儀礼か否かが、決定的な重要性を持つことになるのである。

本件の最高裁判決も、社会的儀礼性の肯定から目的効果基準が形式的に適用されている点を見れば、このような社会的儀礼論に依拠していると考えられる。しかしながら、このような社会的儀礼論をそのまま受け入れることには問題がある。

第一の問題点は、判例において、社会的儀礼かどうかを判断する基準が

(6) このような指摘をするものとして、安念潤司「信教の自由」樋口陽一編『講座憲法学3』（日本評論社、1994年）208頁、芦部信喜『宗教・人権・憲法学』（有斐閣、1999年）108-110頁、林知更「政教分離原則の構造」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』（有斐閣、2004年）130頁など参照。

明確には示されていない点である。たしかに、津地鎮祭事件や愛媛玉串料事件などの最高裁判決を読めば、「宗教的意義の希薄化」と「慣習化」が社会的儀礼の要素と考えられているのが分かる。しかし、これらの要素を評価するための判断基準が示されておらず、結局のところ、社会的儀礼かどうかは、諸般の事情に基づいた社会通念による総合的判断によらざるえない。決定的な要素である社会的儀礼かどうかの判断基準が曖昧であれば、恣意的な評価がなされるおそれがある。まさに本件における最高裁判決と2審判決とが、同じ行為についての社会的儀礼性の評価を異にしている点も、このような懸念を例証していると言えよう。

仮にこの問題をクリアできたとしても、別の問題が存在する。それは、社会的儀礼性の肯定が政教分離原則の緩和を正当化する理由が明らかでないという問題である。社会的儀礼の要素と考えられる「慣習化」は、社会に広く承認され、一般的に行われている行動様式であることを示すにすぎないので、政教分離原則を緩和する直接的な理由とはなりえない。政教分離原則との関係で重要なのは、「宗教的意義の希薄化」というもう1つの要素である。この要素から、社会的儀礼には宗教的な目的も効果もないということになり、目的効果基準をクリアしているから政教分離原則には違反しないという理路が考えられる。しかし、目的効果基準自体も多くの問題点を内包しており、これだけの説明では説得的でない⁽⁷⁾。

もっとも、社会的儀礼論の場合には、政教分離原則に違反しないという理由としては、宗教的意義や効果がないという消極的な理由だけではなく、地域の住民や各種団体との円滑な社会関係を維持・増進するために社会的儀礼を行う必要があるという積極的な理由も考えられる。しかし、本

(7) 目的効果基準については、拙稿「政教分離原則と信教の自由の対抗関係—あるいはその調整の方法」愛知学院大学宗教法制研究所紀要48号（2007年）30頁以下参照。私見が、最高裁の定立するような目的効果基準に懐疑的なのは、なぜ宗教と係わり合いを持つ行為の目的と効果の検討から、そのような係わり合いの正当化が可能なのかという根本的な問題について、最高裁が説得的な解答を与えてくれないと考えるからである。

件のようなケースでは、社会的儀礼目的として行われた行為が、異なる宗教を信じる者との間に対立をもたらす契機となっているとも考えられるので、社会的儀礼を行うことが所期の目的を果たしているかについては疑問の余地がある⁽⁸⁾。

以上のように、社会的儀礼論は、その判断基準が不明確であることに加えて、その正当化根拠も曖昧なものであり、国家と宗教とのなれあいを許容する口実として利用される懸念がある。したがって、このような社会的儀礼論に基づく本判決は、妥当なものとは考えられない⁽⁹⁾。

4. おわりに

ここまで検討してきたように、本判決は、本件行為の社会的儀礼性を前面に押し出し、目的効果基準を形式的に適用して本件行為を合憲とした。社会的儀礼論に依拠した判決と言える。しかし、この判決には問題があると思われる。最後に、これまで述べてきた問題点を整理して結びとしたい。

(8) この点に関連して、齊藤小百合は、「神社仏閣等を『観光資源』やイベントとして最大限活用したい自治体は各地に多く存在するだろうが、多数者の宗教的意識に依拠した本件行為は、『市民相互間における共有意識の醸成』を掲げる自治体の意図に反して、本件原告らによる『異論』がそうであるように、むしろ宗教的な軋轢をもたらすことに留意すべきであろう」と指摘する（齊藤小百合「判批」判例セレクト2008〔法学教室342号別冊〕（2009年）6頁）。

(9) 私見の立場とは異なるが、目的効果基準を政教分離原則に関する一般の基準と認めたとうえで、その厳格適用を主張する立場に立った場合でも、社会的儀礼論には問題があると思われる。それは、社会的儀礼論の定義から導かれる当然の帰結であるが、この議論が目的効果基準による実質的審査を有名無実化してしまう点である。判例では、社会的儀礼性が決定的要素と考えられ、目的効果基準は形式的に適用されているだけである。しかし、具体的な文脈についての詳細な検討も行わずに、社会的儀礼だから目的も効果も宗教的でないとするのは妥当ではない。行為者や多くの人が社会的儀礼と評価する場合でも、文脈によっては、その行為に特定宗教との象徴的な結びつきが認められ、効果審査をクリアできない場合が想定しうるからである。

白山比咩神社大祭の奉賛会発会式への市長の参加・祝辞と政教分離（飯野賢一）

まず、判決の奉賛会発会式の性格の捉え方である。「発会式」の外形的側面のみを強調し、「奉賛会」の本質につき考慮を払っていない点で、本件大祭との関係での奉賛会発会式の性格を捉えそこなっている。また、判決が依拠する社会的儀礼論には、社会的儀礼の定義の不明確さと、政教分離原則の緩和を正当化する根拠の不確かさといった問題がある。

最後に一言、付言しておくとして、最高裁判決においても、観光振興のためなら市が宗教団体の宗教的行事を活用しても許されるという論理展開にはなっていない点に留意する必要がある。大祭や奉賛会の観光振興的側面の強調は、あくまで市長の行為が社会的儀礼かどうかを判断するための考慮要素にすぎず、観光振興目的は、政教分離原則を緩和するための正当化事由とはなっていないと考えられるからである。⁽¹⁰⁾

(10) この論点に関しては、田近・前掲注(5)183頁参照。田近は、「神社仏閣の建築やその祭礼・行事も我われの社会の歴史や伝統、文化の重要な一部なのであり、憲法が『社会生活における宗教の意義や価値をみとめるという前提』に立っている以上、神社仏閣やその祭礼・行事は地域の誇るべき財産として、地方公共団体がこれを観光資源に活用することはむしろ自然なことであって、咎められるべきことではないのではないだろうか」とする。しかし、地方公共団体による宗教行事の観光資源としての利用については、田近自身が指摘していることだが、「観光政策に名を借りた宗教団体への支援」に陥ってしまう懸念の方が強いのではないだろうか。